

令和5年第1回松野町議会定例会会議録 22日目

招 集 年 月 日	令和5年3月3日
招 集 の 場 所	松野町議場兼大会議室
開 会	令和5年3月24日 午前9時29分宣告
応 招 議 員	1 番 山崎 匡                      5 番 森岡 健治 2 番 山田 寛二                    6 番 加藤 康幸 3 番 安西 博文                    7 番 赤松 紀幸 4 番 山石 恭助
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員のとおり
欠 席 議 員	なし
説明のため出席した者の職・氏名	町 長 坂本 浩                      会計管理者兼出納室長 芝 吉彦 副 町 長 八十島 温夫              建設環境課長 谷口 健二 教 育 長 三好 秀二                  町 民 課 長 久保田 忠 総 務 課 長 友岡 純                  保健福祉課長 瀧本 美樹 防災安全課長 中井 和彦              教 育 課 長 森本 秀行 ふるさと創生課長 井上 靖              代表監査委員 榎本 孝幸 農林振興課長 小西 亨
職務のために議場 に出席した事務局 職員の職・氏名	議会事務局長 大谷 吉廣 書 記 岡崎智恵子
会議録署名議員	議長、次の両議員を指名 2 番 森岡 健治                      3 番 山崎 匡
会 期 の 決 定	—

◇ 議事日程

1 開 議 宣 告

2 議事日程の報告

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名
2	議案 18	令和5年度松野町一般会計予算
3	議案 19	令和5年度松野町国民健康保険特別会計予算
4	議案 20	令和5年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算
5	議案 21	令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
6	議案 22	令和5年度松野町介護保険特別会計予算
7	議案 23	令和5年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
8	議案 24	令和5年度松野町簡易水道事業会計予算
9	議案 25	松野町課設置条例の一部改正について
10	議案 26	松野町監査委員の選任について
11	議案 27	松野町監査委員の選任について
12	議案 28	松野町教育委員会委員の任命同意について

1 3	議案 2 9	松野町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
1 4	諮問 1	松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
1 5	—	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

3 閉 議

4 閉 会

議 長	<p>これから本日の会議を開きます。 (9:29)</p> <p>続いて本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元の一覧表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p>
議 長	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番森岡健治議員、3番山崎匡議員を指名します。</p>
議 長 山石総務委員長 議 長 山石総務委員長	<p>日程第2 議案第18号「令和5年度松野町一般会計予算」以下、議案番号の順を追い、日程第8 議案第24号「令和5年度松野町簡易水道事業会計予算」を一括議題とします。</p> <p>各常任委員長から委員会審査の経過並びに結果について報告を願います。</p> <p>最初に、山石総務常任委員長。</p> <p>「議長、6番」</p> <p>「山石総務常任委員長」</p> <p>総務常任委員会における審査の結果並びに経過について、御報告いたします。</p> <p>当委員会に付託されました案件は、議案第18号「令和5年度松野町一般会計予算」のほか、5件の令和5年度松野町特別会計予算であります。</p> <p>これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお、審査の過程における、主な質疑につきましては、委員長報告参考資料のとおりであります。</p> <p>それでは、審査内容の主なものにつきまして、御報告いたします。</p> <p>まず、総務課の審査においては、委員から、「マイナンバーカード</p>

の普及活用とスマートフォン等の取り扱い困難者への対応について」質問があり、理事者及び担当課から、「国の活用方針に基づいた取り組みが必要であり、今後もマイナンバーカードの普及を進めたい。また、スマートフォンの取扱い講習や電子決済システムを活用した町独自の便利な機能についても検討している。」と回答を受けました。

また、「定年延長制度による経験人材の確保について」の質問では、担当課から、「60歳を超えて勤務意欲のある職員については、業務の経験に応じた配置、または、特命事項的な業務の配置も考えている。」との回答を受けました。

次に、防災安全課の審査においては、委員から、「河川への消防道整備による消防水利の確保について」質問があり、担当課から、「河川の整備については、延野々や吉野の一部においても動きがあるが、あわせて、消防道の確保についても今後要望していきたい。」と回答を受けました。

また、「防災等情報伝達設備更新事業の事業費と財源について」の質問では、担当課から、「事業費は、概算で4億5千万円、財源については、防災減災事業債を予定している。」と回答を受けました。

次に、ふるさと創生課の審査においては、委員から、「高校生等鉄道・バス通学定期券購入費補助事業にかかる通学距離に応じた補助の検討と子育て支援について」質問があり、理事者及び担当課から、「公平性を期するため、一律の補助としている。今後においても高校生を含めた子育て支援に努めていきたい。」と回答を受けました。

また、「町内在住者に対する空き家の利活用について」の質問では、担当課から、「住宅リフォーム補助金の活用ができることや空き家バンクへの登録、空き家に関する困りごとなどを受け付けるリーフレットの配布を予定している。」と回答を受けました。

次に保健福祉課の審査においては、特に質問もなく審査を終了いたしました。

続いて、町民課・吉野生支所の審査では、委員から、「放課後児童

センター整備事業にかかる隣保館運営審議会での意見と運営事業費など」の質問があり、担当課から、「放課後児童クラブは、地域交流促進事業であり、隣保館運営には影響はない。運営経費については、現在、全て一般財源の持ち出しであるが、整備事業により、児童福祉事業の予算について国県の補助を受けることができる。」と回答を受けました。

また、「民生児童委員のなり手不足等の状況について」の質問では、担当課から、「民生委員の人選については、各部落の区長さんにより候補者を推薦していただき100%の充足率であり、今後も区長さんを中心に地域の役員さん、町民課が一体となって進めていきたい」と回答を受けました。

次に、出納室の審査では、特に質問もなく審査を終了しました。

続いて、教育課の審査では、委員から、「芝不器男記念館の土地借上料の対応について」の質問があり、理事者から、「相手方とも交渉を進め、具体的な金額を提示したが納得を得られなかった。建物の移転もしくは別の場所に新築することは、現実的ではなく、現在の場所にあるからこそ、芝不器男記念館の価値がある。松野町の文化の拠点として機能させていきたい。」と回答を受けました。

また、「人権同和教育における新たな学習方法及び推進体制の検討について」の質問では、担当課から、「小集団学習の方法を続けていくのか、または新たな学習方法にするのか検討するとともに、指導者の育成を含めて推進体制についても検討したい。」と回答を受けました。

続いて、特別会計では、町民課が所管する議案第19「令和5年度松野町国民健康保険特別会計予算」、議案第21号「令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」、議案第23号「令和5年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」、保健福祉課が所管する議案第22号「令和5年度松野町介護保険特別会計予算」、中央診療所が所管する議案第20号「令和5年度松野町国民健康保健中

<p>議 長 安西産業委員長 議 長 安西産業委員長</p>	<p>央診療所特別会計予算」では、特に質問もなく審査を終了しました。</p> <p>以上、議案第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号の本委員会における審査の過程を御報告いたしましたが、様々な意見や要望が出ました。</p> <p>当局におかれましては、こうした指摘や意見に十分留意され、今後の事務執行に当たられますよう要請し、総務常任委員会審査の報告を終わります。</p> <p>よろしく御賛同を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>質疑を省略し、次に、安西産業常任委員長。</p> <p>「議長、5番」</p> <p>「安西産業常任委員長」</p> <p>産業常任委員会における審査の結果並びに経過について、御報告をいたします。</p> <p>当委員会に付託されました案件は、議案第18号「令和5年度松野町一般会計予算」、並びに、議案第24号「令和5年度松野町簡易水道事業会計予算」であります。</p> <p>これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお、審査の過程における、主な質疑につきましては、委員長報告参考資料のとおりであります。</p> <p>それでは、審査内容の主なものについて、御報告をいたします。</p> <p>まず、農林振興課、農業委員会の審査において、委員から、「農家の離農を防ぐための農地保全活動の推進について」質問があり、担当課から、「零細農家に対する施策としては、地域内の農地を補管できる人材の掘り起こしが大事であり、今後、地域計画を策定するうえで、どう方向性を出すのか、地域内での協議を進めていきたい。」と回答を受けました。</p> <p>また、「上家地部落再生事業にかかる住民の理解について」の質問では、担当課から、「本事業を進めるにあたっては、地元の住民に受</p>
--	---

け入れられるのか、というところに時間をかけ合意形成をさせていただいた。協定の締結への参画、また県内の同様の施設を視察することにより、上家地での事案の受け入れについて確認するなど、地域存続に向けての意識統一ができたと認識している。」との回答を受けました。

次に、ふるさと創生課の審査においては、委員から、「森の国ぽっぽ温泉大規模改修事業のタイムスケジュールについて」質問があり、担当課から、「現在のところは未定であります。工事施行業者が決定次第、協議を重ねていくこととしており、なるべく利用者の利便を損なわないよう、全面休館を短期間となるよう考えている。」と回答を受けました。

また、「DMO設立に向けた観光の取り組みについて」の質問に、担当課から、「観光のまちづくりをする組織であるDMOの設立については、単なる観光地づくりを目指すのではなく、観光という手段をとおして、まちの課題を解決し、観光集客力を上げていこうとするものである。」と回答を受けました。

続いて、建設環境課の審査においては、委員から、「温室効果ガス削減を目的とした新エネルギーシステムについて」質問があり、担当課から、「新エネルギーの普及については、国でも温暖化対策として補助事業の推進を図っている。町においては、太陽光では年間4件の補助を出すようにしており、燃料電池は2件、蓄電池は3件の補助を予定している。」との回答を受けました。

最後に、建設環境課が所管する議案第24号「令和5年度松野町簡易水道事業会計予算」の審査において、委員から、「水道設備の老朽化の現状と改修の見通しについて」質問があり、担当課から、「特に松丸管内の水道管については老朽化が進んでおり、耐用年数も間近に迫っている。基本計画を策定し、今後計画的に整備を進めていきたい。」と回答を受けました。

また、「雨量の減少に伴う渇水対策の検討について」の質問では、



<p>議 長</p>	<p>担当課から、「毎年のように節水のお願いをしている状況である。今後、渇水対策のマニュアルを策定し、貯水ダムの土砂の撤去などとあわせて、水源の確保に努めたい。」と回答を受けました。</p> <p>以上、議案第18号及び議案第24号の本委員会における審査の過程を御報告いたしました。このほかにも様々な意見や要望が出されました。</p> <p>当局におかれましては、こうした指摘や意見に十分に留意され、今後の事務執行に当たられますよう要請し、産業常任委員会審査の報告を終わります。</p> <p>よろしく御賛同を賜われますようお願いを申し上げます。</p> <p>質疑を省略し、続いて、討論、採決を行います。</p> <p>討論、採決は議案ごとに行います。</p> <p>はじめに、議案第18号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、本案を採決します。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。</p> <p>お諮りします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第18号「令和5年度松野町一般会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第19号について討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p>

議 長	<p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p>
議 長	<p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、本案について採決します。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p>
議 長	<p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第19号「令和5年度松野町国民健康保険特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第20号について討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、本案について採決します。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p>
議 長	<p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第20号「令和5年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。</p>

議	<p>次に、議案第21号について討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、本案について採決します。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第21号「令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。</p>
議	<p>次に、議案第22号について討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、本案について採決します。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p>

<p>議 長</p>	<p>したがって、議案第22号「令和5年度松野町介護保険特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第23号について討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、本案について採決します。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第23号「令和5年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。</p> <p>最後に、議案第24号について討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、本案について採決します。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p>

議 長	<p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p>
議 長	<p>したがって、議案第24号「令和5年度松野町簡易水道事業会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第9 議案第25号「松野町課設置条例の一部改正について」を議題とします。</p>
坂 本 町 長	<p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
議 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは、議案第25号「松野町課設置条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。</p>
議 長	<p>庁舎建設につきましては、平成30年4月に総務課内に庁舎建設室を設置し本格的に進めて参りました。以降、基本計画策定、実施設計を行い、令和2年度から建設工事を進め、令和4年9月に無事、新庁舎の落成を迎え、約5年間にわたる事業が完了いたしました。</p> <p>庁舎建設の担当として重責を担っていた庁舎建設室ですが、本事業の完了に伴い、役割を終えたため、今回、同条例から削除するものがあります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。</p>
議 長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p>
議 長	<p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りします。</p>
議 長	<p>ただいま議題となっております議案第25号は、即決したいと思います。</p>
議 長	<p>御異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>

議 長	<p>したがって、議案第25号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第25号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第25号「松野町課設置条例の一部改正について」</p> <p>は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第10 議案第26号「松野町監査委員の選任について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町長	<p>それでは議案第26号「松野町監査委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本案は、本町の代表監査委員である榎本孝幸氏が、令和5年3月25日付けで任期満了を迎えますことから、人格識見が高く経験豊かな同氏を、引き続き監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>榎本氏は、平成27年3月に監査委員に就任以来、財務に関する事務事業の執行管理等、幅広い事務について長年培われた行政経験をもとに、公正かつ効率的な見地から適切な指導をいただいております。</p> <p>よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>お諮りします。</p>

<p>議 長</p>	<p>本案は人事案件ですので、先例により質疑討論を省略したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、質疑討論を省略することに決定しました。</p> <p>これから、議案第26号を採決します。</p> <p>本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第26号「松野町監査委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第11 議案第27号「松野町監査委員の選任について」を議題とします。</p>
<p>坂本町長</p>	<p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>「坂本町長」</p>
	<p>それでは議案第27号「松野町監査委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本案は、議会選出の監査委員について、このたびの町議会議員選挙により議会が改選されましたので、新たに選任いたしたく本議案を提案するものです。</p> <p>人格高潔で、識見豊かな山田寛二氏を、議員選出の監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>山田氏は、人格高潔で実直な方であり、監査業務においても、適正厳格な指導をいただける方であると考えております。</p> <p>よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p>

議	長	<p>地方自治法第117条の規定により、山田寛二議員を除斥とし、退場を求めます。</p> <p>(山田議員～除斥)</p>
議	長	<p>お諮りします。</p> <p>本案は人事案件ですので、先例により質疑討論を省略したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、質疑討論を省略することに決定しました。</p> <p>これから、議案第27号を採決します。</p> <p>本案について原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第27号「松野町監査委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>山田寛二議員の除斥を解きます。</p> <p>(山田議員 ～ 復席)</p>
議	長	<p>日程第12 議案第28号「松野町教育委員会委員の任命同意について」を議題とします。</p>
坂本町	長	<p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
議	長	<p>「議長」</p>
坂本町	長	<p>「坂本町長」</p> <p>それでは議案第28号「松野町教育委員会委員の任命同意について」提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本案は、本町の教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。</p>



	<p>これまで本町の教育文化行政の推進はもとより、町政伸展に多大な御尽力を賜っておりました池本佳代氏が、本年3月末の任期満了をもって勇退をされることとなりました。</p> <p>池本氏は、1期4年間、保護者目線により様々な御意見御協力を賜りました。</p> <p>その功績に深甚なる敬意を表するところであります。</p> <p>その後任者として、温厚誠実であり、PTA活動等にも熱心に取り組まれ、現役の子育て世代でもある、目黒の細羽伸枝氏に御就任をお願いするものであります。</p> <p>任期につきましては、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間であります。</p> <p>よろしく御審議をいただき、同意を賜りますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>お諮りします。</p> <p>本案は人事案件ですので、先例により質疑討論を省略したいと思います。</p>
議 長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、質疑討論を省略することに決定しました。</p> <p>これから、議案第28号を採決します。</p> <p>本案について原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。</p>
議 長	<p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p>
議 長	<p>したがって、議案第28号「松野町教育委員会委員の任命同意について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>日程第13 議案第29号「松野町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。</p>

		町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町長		「議長」
議長		「坂本町長」
坂本町長		それでは議案第29号「松野町固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについて」御説明を申し上げます。
		本案は、松野町固定資産評価員に町民課長の職を充てていることから、4月1日付人事異動に伴い、町民課長となる芝吉彦を選任しようとするもので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。
		よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。
議長	長	お諮りします。
		本案は人事案件ですので、先例により質疑討論を省略したいと思います。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議長	長	異議なしと認めます。
		したがって、質疑討論を省略することに決定しました。
		これから、議案第29号を採決します。
		本案について、同意することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議長	長	起立全員です。
		したがって、議案第29号「松野町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議長	長	日程第14 諮問第1号「松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。
		町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町長		「議長」
議長		「坂本町長」

<p>坂 本 町 長</p>	<p>それでは諮問第1号「松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」御説明を申し上げます。</p> <p>本案は、本町の人権擁護委員のうち、古谷敏子氏が、令和5年6月30日付けをもって任期満了となることから、後任に森田広志氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。</p> <p>森田氏は現在、森の国ふれあいセンターにおいて、放課後児童クラブの指導員補助として勤務をしており、地域の方々の身近な相談相手として適切な助言を行うなど、住民からの信望が厚く、その人格識見ともに高い人物であり、今後は、積極的な人権擁護活動に取り組まれることに期待されます。</p> <p>よろしく御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これよりしばらくの間休憩します。</p> <p>各議員は会議室で、本案に対する意見を調整してください。</p> <p style="text-align: right;">(10:12)</p> <p>(休憩10:12 ~ 再開10:15)</p>
<p>議 長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:15)</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただ今議題となっております、諮問第1号は、諮問のとおり答申したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、諮問第1号「松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、諮問のとおり答申することに決定しました。</p> <p>日程第15 「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。</p> <p>お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。</p>

<p>議 長</p>	<p>お諮りします。</p> <p>議会運営委員長からの申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>これで会議を閉じます。(10:16)</p> <p>町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思います。</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>それでは、第1回定例議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>議員各位には3日の議会開会から本日までの22日間にわたり、本会議や常任委員会におきまして、令和5年度町政の基本方針、一般会計はじめ5つの特別会計と水道事業会計の計7会計の当初予算、更には4年度最終の補正予算や条例改正などの案件につきまして、活発な御議論の上、慎重な御審議を得て議決をいただきましたこと、誠にありがとうございます。</p> <p>審議においていただきました御指摘御意見につきましては、今後事務事業の執行推進に役立てて参りたいと思います。</p> <p>さて、あしたの3月25日には、道の駅虹の森公園松野の集客力向上の切り札として、パン工房愛称「&amp;パン」がオープンします。</p> <p>また、明日から4月2日まで、まつの桃源郷マラソン大会オンライン2023が実施されます。</p> <p>人の流れも徐々に復活しており、ウィズコロナに対応した新しい生活様式が、一歩ずつ実現をしているようで大変うれしく感じているとともに、この動きを着実かつ迅速に地域の活性化につなげるため、当</p>

議 長	<p>初予算でお認めいただいた各種施策を、積み上げていきたいと考えております。</p> <p>さて、町議会議員選挙に続いて、今月31日に告示4月9日投開票の県議会議員選挙が予定されております。より多くの方に投票いただくよう、選挙管理委員会のほうでも啓発が行われる予定ですので、投票率向上に向けた取り組みに御協力をお願い申し上げます。</p> <p>先ほど申し上げましたが、令和5年度は、ウィズコロナ、アフターコロナへの第一歩を踏み出す重要な年になると思います。</p> <p>引き続き、議員各位には、町政の推進に更なる御支援、御協力をお願い申し上げまして、議会閉会の御挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、令和5年第1回松野町議会定例会を閉会します。</p> <p style="text-align: right;">(10:20)</p>
--------	---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

松野町議会臨時議長 赤松 紀幸 \_\_\_\_\_

松野町議会議長 加藤 康幸 \_\_\_\_\_

第 1 日目 松野町議会議員 山崎 匡 \_\_\_\_\_

同 上 山田 寛二 \_\_\_\_\_

第 8 日目 同 上 安西 博文 \_\_\_\_\_

同 上 山石 恭助 \_\_\_\_\_

第 2 2 日目 同 上 森岡 健治 \_\_\_\_\_

同 上 山崎 匡 \_\_\_\_\_